川口町公民館報
公民館報
号外
発行人 関 平吉
編集人 金子 [illegible]
印刷所 山静堂印刷所

選挙ちかし

選挙のちしき

早いもので、昭和三十年の四月に統一して地方選挙が行われてから本年は丁度四年目に当り、この四月には全国多数の地方公共団体で任期満了による首長と議員の改選が行われます。わたくしどもの町も今回が改選です。

選挙の種類と投票期日と告示の日は次のとおりであって、

選挙の種類	告示の日	選挙期日
都道府県知事の選挙	三月二九日	四月二三日
都道府県の議会の議員	四月八日	四月二三日
町村の議会の議員及び長の選挙	四月二一日	四月三十日

これらの選挙の日取りは、早くから予想されていたところでありますが、選挙する方々も、立候補しようとする方々も既に御準備のことと考えられます。今回の選挙は直接"身近な選挙"として、今後四ヶ年間の地方自治を左右するものとして重大視されます。また引続き六月初めには参議院議員選挙も行われますので、以下選挙のことについて一般に必要なことを記して参考にいたします。

◎選挙法の一部改正

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案の施行によりまして、来る四月選挙において一部改正になりました事項のうち立候補の届出に関する部分について御知らせします。

1. 重複立候補の禁止
四月二十三日又は四月三十日に行われる選挙において、ひとたび一ッの選挙に立候補すると他の選挙に立候補できないこと。又立候補を辞退した後に他の選挙に立候補しようとする場合も同様であること。

2. 昭和三十四年四月三十日に行われる町村の選挙における候補者の届出又は推薦届出は告示の日（四月二十一日の予定）から同月二十二日までにしなければならないこととされたこと。
随って届出期間は二十一日二十二日の二日間となるので立候補しようとする者は十分自覚せられたいこと。

[illegible]

◎選挙権及び被選挙権

選挙権は国の選挙（衆議院議員、参議院議員）の場合は、成年に達すれば原則として選挙権がありますが、県や市町村の選挙の場合は [illegible] 引続き三ヶ月以上住所を有する者でなければ選挙権はありません。[illegible]

被選挙権があるためには次のような要件がなければなりません。

一、参議院議員、知事、年令満三十年以上の者
二、衆議院議員、年令満二十五年以上の者
三、市町村長、年令満二十五年以上の者
四、県議会議員についてはその選挙権を有する者で年令満二十五年以上のもの
五、市町村の議会の議員についてもその選挙権を有する者で年令満二十五年以上のもの

右に掲げたものでも禁治産者、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終るまでの者や選挙犯罪により選挙権及び被選挙権を有しない者があります。

◎正しく生かせ尊い一票

◎選挙人名簿

選挙権があっても実際に投票するには、選挙人名簿にのっていなければなりません。[illegible] 本選挙人名簿が作られてから新たに選挙権を有するようになった人や、名簿にのるべき人で漏れている人があるような場合に、これらの有権者が投票できるようにその申出によって作られるものです。なお国の選挙の場合一旦名簿にのれば、その後どこの市町村に住所を移しても、名簿にのっている市町村で投票することができますが、県や市町村の選挙では住所の期間が選挙権の要件ですから、ほかの市町村に住所を移せば選挙権がなくなります。なお名簿を作るときには必ず縦覧期間がありまして名簿に脱ろうがあるかどうか、間違いがあるかどうかについて一般に見せることになっていますからこの期間内に縦覧して訂正する必要がありましたらその旨申出と手続が必要でありますので別に詳細に記入しますが手続を急がないと間に合わないことがありますから御注意下さい。

◎どんな投票が無効になるか

折角投票しても書き方が悪いと無効になる場合があります。それは次のようなものです。

①投票所で渡された投票用紙以外の用紙を用いたもの
②候補者でない者の氏名を書いたもの
③投票用紙に二人以上の候補者の氏名を書いたもの
④候補者の氏名の外、他事を書いたもの、但し職業、身分、住所又は敬称の類は無効とならない。
⑤候補者の氏名を木版や謄写版等を使用して書いたもの
⑥候補者の誰を書いたのか確認できないもの
⑦白票や雑字を書いたもの

◎補充選挙人名簿の調製

四月に行われます各種選挙に調製される、補充選挙人名簿は次の期日及び期間等に基き調製される予定であります

一、県の選挙の場合

調製現在期日	四月十日
申請期間	四月十一日から同月十三日まで
調製期限	四月十五日
縦覧及び異議申立期間	四月十六日から同月十八日まで
異議決定期限	四月十九日
名簿確定期日	四月二十日

二、町村の選挙

調製現在期日	四月二十二日
申請期間	四月二十三日から同月二十四日まで
調製期限	四月二十五日
縦覧及び異議申立期間	四月二十六日
異議決定期限	四月二十七日
確定期日	四月二十八日

三、調製の要領
1. 四月二十三日執行の県の選挙と四月三十日に執行の市町村の選挙と別個に調製されること。
2. 申請がなければ登録できないこと。
3. 登録される資格
(イ)年令満二十年に達した者
名簿の調製現在期日までに満二十年に達した者、但し基本選挙人名簿に登録された者を除く、
(ロ)三ヶ月の住所期間を充足するに至った者
名簿の調製現在期日までに満三ヶ月に達すればよい。但し基本選挙人名簿に登録されてある者を除く。
(ハ)基本選挙人名簿に登録される要件を有する者で漏れたもの。

◎投票の方法

投票は選挙の当日投票時間内に投票所へ出向いて、そこで投票用紙に候補者一人の氏名を書いて投票箱に入れる [illegible] 選挙の当日投票ができないための不在者投票との二方法がありますが、不在者投票については一定の

◎不在者投票の方法

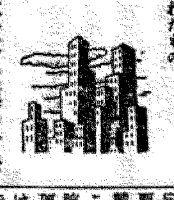

投票日の当日投票所へ行くことができないものは、その事由によっては不在者投票をすることができます。特例の事由のものを除いて一般の場合の事由は次のとおりです。

一、選挙人がその属する投票区のある市町村の区域外において職務又は業務に従事中である場合。
二、選挙人が、やむを得ない用務又は事故のため、その属する投票区のある市町村の区域外に旅行中又は滞在中である場合。
三、選挙人が疾病、負傷、妊娠、不具、若しくは産褥にあるため歩行が著しく困難である場合。
四、四号事由省略

右のような事由のときには所定の手続によって、不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所において投票することができます。役場とか病院のようにあくまで不在者投票管理者の管理する場所でなければできません。自宅などではできません。

◎所定の手続とは

(い)選挙の期日の公示又は告示のあった日から選挙の日の前日までに
(ろ)不在者投票事由に該当する証明書を添付して
(は)選挙人名簿所属の市町村の選挙管理委員長に請求する場合と
(に)不在者投票管理者が代って請求する場合と二様あります。
④請求があると所属の選挙管理委員長は不在事由があると認めると、直ちに直接又は郵送で請求人に投票用紙及び投票用封筒を交付します。
(ホ)投票の方法には
(イ)選挙人の登録されている名簿所属の市町村において投票する場合と、
(ロ)名簿に登録されている所属市町村以外の市町村において投票する場合と、
(ハ)入院患者のように入院している病院（指定病院）で投票する場合があります。
⑧この投票が夫々所定の方法により送致されまして投票当日の投票を閉じる時刻までに名簿所属の投票管理者に届かなければなりません。
以上が不在者投票の方法のあらましですが、この手続方法はなかなかむずかしいのでよく役場の係員に照会して間違いないようにするとともに、

二頁へ続く

33年12月20日確定 有権者数

部落	有権者数
八郎場	71
上河原	122
長坂	132
下村	109
野田	117
中山	180
竹田	57
牛ヶ首	57
川口1	258
高富町 川口2	330
川口3	230
小和北	55
相川口	101
岩出原	119
荒屋	152
新敷	119
原新田	161
中新田	132
西倉	114
川岸	62
牛ケ島	275
武道窪	142
相川1	153
相川2	124
相川3	70
荒谷	113
川口駅	76
前原1 前原2	197
大形1 大形2	211
田中	100
大谷内	90
小高1 小高2	205
山相川1 山相川2	121
木沢	303
峠	79
計	4,942

昭和30年4月30日執行 村議 村長選挙投票結果調

投票所名	有権者数	投票者数	棄権者数	投票率
川口中学校	1.080	1.027	53	95.63%
和南津小学校	562	540	22	96.09
西川口小学校	851	806	45	94.71
西倉地蔵堂	117	113	4	96.58
牛ヶ島公会堂	274	255	19	93.07
相川公会堂	515	489	26	94.95
荒谷分教場	113	112	1	99.12
田麦山支所	588	565	23	96.09
小高小学校	194	190	4	97.94
山相川小学校	124	119	5	95.97
木沢小学校	389	352	37	90.49
計	4.807	4.568	239	95.30

一頁より続く
違方などの場合では何回も郵送の繰返しを要しますので急いで手続しないと間にあわないことになりますから、選挙の告示があったら直ちに手続して下さい。

選挙運動について

一、こんなことは選挙運動か

問 候補者の選考会、推薦会等は選挙運動となるか。
答 政党その他の政治団体、組合、あるいは単なる有権者の集りで、推薦すべき候補者を決定することについてであるが、これらの団体又は集会が、各人全く白紙の状態から相談の上特定の候補者を推薦することとするかどうか、また推薦するとすれば誰にするかを決めることは、一般に差し支えない。従って推薦された者がこれを受けて立候補の決意をすることも勿論差し支えない。
しかし予め特定の人を決めておいて、単にその会合においてこれを了承させ、あるいは形式的に選挙運動となり、事前運動の禁止に触れるものと解されている。
また、選挙の結果を外部に発表、ことさらに宣伝することも、違反となる場合が多い。

問 選挙運動とは何か。
答 特定の選挙につき、特定の候補者の当選を目的として投票を得又は得させるため直接又は間接に必要且つ有利な一切の行為をいう。具体的に選挙運動か否かは、個々の行為について客観的に認定する外はない。

問 反対候補に投票しないようにする行為は選挙運動か。
答 反対候補者に投票させないことによって、特定候補者の当選を図る目的があれば選挙運動となる。

問 政治運動と選挙とはどのように区別されるか。
答 選挙運動とは特定の選挙につき特定の候補者を当選させるための行為であるが、政治活動とは、政党その他の政治団体がその政策の普及宣伝党勢拡張、政治啓発等を行うことであって、特定の候補者の当選を得るための行為ではない。

問 選挙の期日が告示される日の前六ケ月間に事前運動を行った場合に限って処罰されるといわれているがどうか。
答 事前運動の罪の時効が六ケ月であることが誤り伝えられているのであって、事前運動であることが明らかな場合には、その時期の如何を問わず処罰される。

二、こんなことは、よいか、わるいか。
1. 戸別訪問して選挙運動することは禁止される。
2. 個々面接は認められる個々面接とは、街頭でたまたま行きちがった知人あるいはまたバスや電車の中で出合った知人等に投票を依頼する行為をいうのであって自由である。
3. 電話による選挙運動も自由である。
4. 選挙運動のため、連呼行為をすることはできない。但し演説会場および街頭演説の場所でする場合はできる。
5. 何人も選挙に関し投票を得又は得しめない目的をもって選挙人に対し、署名運動をすることはできない。
6. 新聞、雑誌以外の者が人気投票を行い結果を知らしめる行為はできない。
7. 選挙運動員に酒を提供することは飲食物の提供として禁止される。
8. 選挙運動員及び労務者に対して提供できる弁当は立候補の届出をした後選挙期日の前日までに選挙事務所においてのみできる。
9. 設置できる選挙事務所の数は選挙の種類によって異なるが、町村の選挙の場合は一箇所に限られる。
10. 二人以上の候補が同一の場所を選挙事務所に使用することができる。但しこの場合各人についてそれぞれ一箇所として計算される。
11. 選挙事務所を異動することはできる、但し所定の手続を必要とする。
12. 未成年者は選挙運動をすることができない。
但し選挙運動のための労務のために使用することは差支えない。労務とは選挙事務所における湯茶の接待とか、葉書の宛名書きのように単純、かつ、機械的なものである。まだこのほかに選挙運動について、いろいろあるが紙面の都合上省略する。注意願いたいのは選挙運動はただ単に「これはよい」「これはいけない」といっても個々の行為について客観的に認定されるので十分注意して違反にならないようにすることが必要である。なお選挙運動を取締るのは警察であるから、不明の点、疑問の点は事前に良く警察に聞いて間違いないようにすることが大切だと考えます

●選挙の意義●

一、生活の中にある政治
わたくしたちの日常生活は政治と密接な関係があります税金や物価が高くなったり、安くなったりするのも道路や橋をなおしたり、学校や住宅を建てたりすることも、すべて政治によって左右されますこの政治を行うのは、わたくしたちが自分で選挙した代表者です。ですから私たちの生活が向上するか、暗くなるかはこの選挙によって決まるのです。
ここに民主政治の意義があります。

二、公明選挙運動の話
選挙は、わたくしたちが、わたくしたちの代表を選ぶということは当然なことです。しかし私たちのなかには、ある人には義理があるからと、いうようなことで候補者の人格や見識をみきわめずに投票する人があります。本来選挙は義理とか人情というような古い考え方や長いものには巻かれる式の思想を打ち破って、わたくしたち自からの個性を尊重するという考え方の下に生まれたのです。ですからこのような古い考え方で投票するとしたら選挙する意味がなくなります。それでは選挙するにあたって、どのようなことに注意することが必要でしょうか
1. 先ず国とか地方とかの政治をよくみる必要があります。現在どのような政策のもとに政治が行われているか。若し欠点があるとすれば、どのようなことが原因になっているでしょうか。
2. 前の選挙の際当選した人々は、果して私達の意志を反映して政治を行っているでしょうか、代表者の名に値するでしょうか。
3. 候補者のかかげている政策や人格はどうでしょうか。選挙運動期間中は、選挙公報、政見放送、経歴立会演説会、個人演説会、街頭演説などをつとめてよく見、よく聞く必要があります。
以上のようなことを判断するためには、平常から政治について、正しい判断をすることができる力を養っておく必要があります。
このためには、いろいろな方法が考えられますが、みんなで話し合うこともよい方法であります。政治は私達の生活の中にあります。ですから生活を通して政治を考えてみましょう。夕飯の後の一時、家族の者で話し合うこともよいでしょう。部落の人々や友達などで話し合うこともよいでしょう。
このようにして、政治に対する正しい判断を養っておいて買収や利害誘導にまどわされず、義理、人情にうちかって清く正しい一票を投ずることが公明選挙であります。

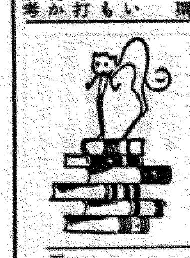

アンケート あなたは四月選挙にどんな人を選びますか

農業 二十才
一、私達の生活を安定してくれる人
二、選挙になって運動をするような人でなく、ふだんからまじめに政治に一生懸命やる人
三、自分の利益ばかり考える人でなく皆の為になる人、又、選挙期間中は違反の少ない人

主婦 四十五才
一、謙虚なところは、頭もきれ社交性にも充分富んだ方。
二、何事もよく御考えの上、是、非を決める方
三、「二兎を追う者は一兎をも得ず」とか……一とつ一とつに句切をつけて事を選ばれる方

農業 三十八才
一、党派も少しは考えますがこの度は人物本位完全なる人格者をえらびます
二、公約や弁論が正しく必ず実行する責任の強い、一生懸命にやって頂く人を選びます
三、選挙までには六十日もありますのに、もう運動で大変です、多くの人達が大切な時を過すのも、もったいない少し早すぎはしないでしょうか。

農業 三十一才
一、先ず政党に属している人を選びます。
二、人物に就て充分調査し最良の人を選びます
三、公約も遵奉も忘れて汚職や暴力を恥じぬ人では困るので之等の点も考え合せた上で選びます。

公務員 二十三才
一、知識の広い理想高い人
二、信念強く言行一致の人
三、実行力ある人

店員 二十三才
一、可能性を持った公約をなしその公約実行に全力を投ずる人
二、公共たる事を理解しその精神に徹した人
三、多くの経験を持ち広い視野のもとに冷静に判断出来る人

事務員 二十才
一、小さくてもよいから公約は必ず実行にうつすべく努力する人
二、社会福祉施設の充実に力を入れてくれる人
三、汚職のない清潔な政治は出来ぬものか。

無職 五十二才
一、婦人の立場を考えてくれる人。
二、政治的信念の強い人（公約を守る人）
三、公平の立場で仕事をしてくれる人（党利のために横車を引かない）

教員 四十二才
一、人物か党か
参議員……今日現在の段階では人物よりは党
県知事、県議、町長、町議等は党より人物（現在の段階では）
二、人間味豊かな人
三、公約を正しく実行する人

団体職員 四十九才
一、政治的良心に徹する人
二、明朗政治に協力出来得る人
三、公平なる判断を誤ず献身的努力を惜まない人

無職 八十三才
一、成可く川口町に近い人
二、実行力に強い人
三、郷土愛に燃ゆる人

農業 二十三才
一、山間部の農業経営の実態を良く掴んでおり言行共に我々の代表にふさわしい人
二、その人自体に望むことは何よりも先ずヒューマンな強い信念を持っている人
三、党利、党略の意識に強過ぎる人や、やたらに公約文を強調する人はさけます

公務員 三十五才
一、政党を主体にして選びたいと思います
二、主義政策に忠実である人（公約を守る人）
三、金利、権利欲は私利にとらわれぬ人

◇◇詩◇◇ 若い気節

関 秀月

心に太陽を持て
くちびるに唄を持て
はてしなく広がった空にむかって
唄うではないか
あなたはなぜ唄わないのです
美しい声を持ちながら
淋しさも悲くみも忘れて
唄いましょう 声を揃えいて
ためらう事なく
明るくたのしく
唄ってすごそう
若い気節を

寓話 蝶とくも

広い広い野原には一面に菜の花をタンポポの花が咲いていました。花の甘い香りが、プーンと漂っています。ピイチク雲雀がさえずっています。ユラユラゆれるかげろうに、遠くの丘も森も夢のように浮んでいます。お日様もニコニコ微笑んでいます。
蝶子さんは、ヒラヒラと花から花へ飛び廻っていました、"ってなんて楽しいことだろうと思いました。「蝶子さん、蝶子さん」誰かが呼んでいます。くものおじさんです。くものおじさんは申しました。「蝶子さんおきれいですね、おじさんの家に遊びにいらっしゃい。きれいなお花や、甘いおいしい蜜が、どっさりありますよ。」蝶子さんは迷いました。くものおじさんの家にはもっともっと、美しい花が、たくさんあるかもしれないと思いました、しかし蝶子さんは「よそのおじさんのいうことは、うっかり信用してはいけませんよ。」と云ったお母さんの言葉を思い出しました。蝶子さんは惜しいと思いましたが「くものおじいさん又今度ね、さようなら」と言うて、くものおじさんから離れました。くものおじさんの後の方に、細い糸のようなものがピカリと光っていたように思いましたが、それが何であるか蝶子さんには分りませんでした。蝶子さんは前よりも一層楽しい気持でヒラヒラと花から花へ飛び廻りました。

国保療養取扱機関

その後国保の一部負担金の徴収に同意のあった療養取扱機関は、次の通りである

小出町	佐藤歯科医院
小千谷市	原歯科医院小千谷出張所
小出町	黒岩歯科医院
小千谷市	南雲医院
新潟市	新潟精神病院
柏崎市	国立新潟療養所
長岡市	長岡赤十字病院
小出町	高橋歯科医院

待望の交換台増設 この十月に実現か？

終戦の年、僅か十八の加入者数しかなかった電話も、ここ数年でめっきり増加し、現在加入数は九〇を超えている。が、一昨年頃から既に今の一〇〇回線収容交換台が一ぱいになって、特殊の電話以外は殆ど増設不可能と云う状態に、川口郵便局側でも交換台の早期増設方について、それぞれ関係の向に運動を続けてきましたが、この程主管である新潟電気通信部係官が実態調査で臨局、この十月頃には今の交換台と同じ一〇〇回線収容交換台が増設されることが明らかになり、これで電話加入難もある程度解消され、又どしどし増加することゝ関係者を喜ばせている。

テレビの受信者 続々ふえる！